

平成十一年法務省令第二号

保護司会及び保護司会連合会に関する規則
保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)第八
条の二第四号、第十三条第二項第四号、第十四
条第二項第四号、第十五条及び第十八条の規定に基
づき、保護司会及び保護司会連合会に関する規則
を次のように定める。

(保護司の従事する事務)

第一条 保護司法(昭和二十五年法律第二百四
号。以下「法」という。)第八条の二第四号に
規定する法務省令で定める活動は、次のとおり
とする。

- 一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更
生を助けるために、その者を雇用する事業主
の確保その他の雇用の促進を図る活動
- 二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更
生を助けるために、教育、医療又は福祉に関
する公私の団体又は機関からの協力の促進を
図る活動
- 三 犯罪の予防を図るために、公私の団体又は
機関からの協力の促進を図る活動
- 四 犯罪の予防に寄与する公私の団体又は機関
(地方公共団体を除く。)の施策又は活動への
協力
- 五 犯罪の予防に関する事項について、住民か
らの相談に応じ、必要な助言その他の援助を
行う活動

(計画の承認)

第二条 保護司会は、法第八条の二及び第十三条
第二項第一号の規定に基づき、計画を策定し、
これを保護観察所の長に提出して、保護司会がそ
の計画に定める事務を職務として行うことの承
認を得ることができる。

- 2 前項の承認の申請は、保護司会が従事する事務
の内容を記載した書面により行うものとする。
- 3 保護観察所の長は、第一項の承認の申請があ
つた場合において、当該申請に係る計画に定め
られた事務が次の各号に適合すると認めると
きは、速やかにその承認をするものとする。
一 法第八条の二各号の一又は二以上に該当す
るものであって当該保護観察所の所掌に属す
る事務であること。
二 その地域の実情に照らしてふさわしいもの
であること。
三 保護司に過重な負担を課するものでないこ
と。

(実施結果の報告)

第三条 保護司会は、前条の承認を得た計画を実
施したときは、保護観察所の長にその結果につ
いて報告しなければならない。

(保護司会の任務)

第四条 法第十三条第二項第四号に規定する法務
省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保護司の職務に関する研修
- 二 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣
伝
- 三 保護司の人材確保の促進に関する活動
- 四 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場
合の救済に関すること(国家公務員災害補償
法(昭和二十六年法律第九十一号)に基づ
くものを除く。)

(保護司会の会則)

第五条 保護司会は、会則を定めなければならない
こととする。

- 2 保護司会の会則には、次の事項を記載しなけ
ればならない。
一 名称
- 二 事務所所在地
- 三 会員に関する事項
- 四 役員に関する事項
- 五 会議に関する事項
- 六 会計に関する事項
- 七 会則の変更に関する事項

(会則の届出)

第六条 保護司会は、会則を定め、又は変更した
ときは、速やかに保護観察所の長に届け出なけ
ればならない。

(保護司会の名称)

第七条 保護司会の名称は、当該保護司会が所在
する保護区の名称を冠する。

(保護司会の役員)

第八条 保護司会は、その置かれた保護区に組織さ
れる保護司会の会員となる。

(保護司会の役員)

第九条 保護司会に、会長、副会長及び会則で定
めるその他の役員を置く。

- 2 会長は、保護司会を代表し、その会務を総理
する。
- 3 副会長は、会則定めるところにより、会長
を補佐し、会長に事故があるときは、その職務
を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行
う。

(報告又は資料の提出)

第十条 地方更生保護委員会又は保護観察所の長
は、保護司会の適正な運営を確保するため、当
該保護司会に対し、必要な報告又は資料の提出
を求めることができる。

(勸告)

第十一条 地方更生保護委員会又は保護観察所の
長は、保護司会の適正な運営を確保するため必
要があると認めるときは、当該保護司会に対
し、必要な措置を採るべきことを勧告するこ
とができる。

2 保護観察所の長は、前項の勧告をする際
は、あらかじめ地方更生保護委員会の意見を聞
かなければならない。

(保護司会連合会の区域)

第十二条 法第十四条第一項ただし書に規定する
北海道において保護司会連合会を組織する区域
は、保護観察所の管轄区域とする。

(保護司会連合会の任務)

第十三条 法第十四条第二項第四号に規定する法
務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保護司の職務に関する研修
- 二 保護司、保護司会及び保護司会連合会の活
動に関する広報宣伝
- 三 保護司の人材確保の促進に関する活動
- 四 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場
合の救済に関すること(国家公務員災害補償
法(昭和二十六年法律第九十一号)に基づ
くものを除く。)

(保護司会連合会の名称)

第十四条 保護司会連合会の名称は、当該保護司
会連合会が所在する都道府県の名称を冠する。
ただし、北海道にあつては、当該保護司会連合
会が所在する区域を管轄する保護観察所の名称
を冠する。

(保護司会連合会の役員)

第十五条 保護司会は、その所在する都道府県
(北海道にあつては、保護観察所の管轄区域と
する。)に組織される保護司会連合会の会員と
なる。

(保護司会に関する規定の準用)

第十六条 第五条、第六条及び第九条から第十一
条までの規定は、保護司会連合会に準用する。

附則

この省令は、保護司法の一部を改正する法律
(平成十年法律第六十一号)の施行の日(平成
十一年四月一日)から施行する。

附則(平成二〇年四月二三日法務省令
第二十九号)

この省令は、更生保護法(平成十九年法律第
八十八号)の施行の日(平成二十年六月一日)
から施行する。

附則(平成二四年三月二七日法務省令
第九号)
この省令は、平成二十四年四月一日から施行
する。